

京都市告示第651号

平成25年3月29日京都市告示第508号（公印の新調（都市計画局都市景観部景観政策課専用京都市長印等））の一部を次のように改めます。

令和4年3月31日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
用途	都市計画局都市景観部景観政策課における景観法，京都市市街地景観整備条例，京都市伝統的建造物群保存地区条例，京都市眺望景観創生条例及び京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書に基づく事務並びに地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致形成建造物の指定，届出及び補助に関する事務	都市計画局都市景観部景観政策課において所掌する事務

(都市計画局都市景観部景観政策課)